

令和4年度 大分地方最低賃金審議会

- 1 日時 令和4年8月1日（月）午後1時30分～
- 2 場所 第2ソフィアプラザビル 4階会議室
(大分市東春日町17番20号)
- 3 出席委員（敬称略）
公益代表：荒井 公美、井田 雅貴、城戸 照子、清水 立茂、松隈 久昭
労働者代表：藤本 雅史、稲福 史、鹿嶋 秀和、山田 功一、原口 享子
使用者代表：小野 賢治、中島 英司、藤野 久信、宮脇 恵理
- 4 事務局
大分労働局：中山 局長、中井 労働基準部長、金田 賃金室長
田口 賃金室長補佐
- 5 議 題
(1) 令和4年度特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）
(2) 賃金実態調査結果報告等各種資料説明について
(3) その他
- 6 議事録

賃金室長

委員の皆様方には、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

<資料の確認>

本日は、欠席される委員はおりませんが、労働者代表の藤本委員と鹿嶋委員から大分地方最低賃金審議会運営規則第4条に基づくテレビ会議システムによる出席の申し出がありましたので、会長にあらかじめ承認をいただいたところです。

本審議会には15名全員の委員が出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、有効に成立していることを御報告いたしま

す。

なお、中山局長は、この後、他の公務が入っておりますので、議題1「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について」の諮問が終了次第退席させていただきます。

あらかじめご了承ください。

また、本年度から委員をお願いしています神委員が、本審では初めての出席ですのでご紹介させていただきます。一言ご挨拶お願いいたします。

神委員

大分県中小企業団体中央会からまいりました専務理事の神でございます。使用者側と労働者側と意見の相違もありベストな結論としては中々難しいかもしれませんが、ベターな結論が導き出せるようなそうならばいいなと思っています。どうぞよろしく申し上げます。

賃金室長

本日は、本審におきましては、初めてのテレビ会議システムの導入ですので簡単に説明させていただきます。昨年度の審議会運営規則第4条の規定の改定を行い、会長が必要と認める場合には、テレビ会議システムを利用することにより出席ができるとなっております。ここでいうテレビ会議システムとは、「映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に確認しながら通話することができるシステム」のことをいいます。会議に出席することにより、通常に参集しての出席と同様、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項により、審議会の出席数に含められ、また、議決権も有するということとなります。

また、本審議会は従前から公開としております。議事内容につきましては、後日、議事録をホームページに公開させていただきますのでご了承ください。

公開に伴い事前に傍聴公示を行いましたが、傍聴希望者はありませんでしたので報告いたします。

それでは、今後の議事進行を清水会長にお願いいたします。

会 長

ただいまから大分地方最低賃金審議会を開催します。

初めに、議題1「令和4年度特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）」に入ります。

本議題について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

令和4年3月3日付けで意向表明のありました6業種の特定最低賃金につきましては、既に労働者側より6業種全てについて書面による申出がなされております。

事務局では、申出に対する審査を行い、6業種の申出すべてを正式に受理したところでございます。

受理後の手続きにつきましては、例年、局長から審議会に改正の必要性の有無について諮問させていただき、その後、御審議いただいているところでございます。

本年度につきましても、改正の必要性の有無につきまして、本日、局長より諮問させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、清水会長、中山局長、恐縮ですが中央へお進みください。

【局長から会長に諮問文を手交】

会 長

ただ今、本年度の特定最低賃金改正の必要性の有無について、局長から諮問を受けたところです。

事務局から諮問文の読み上げをお願いします。

賃金補佐

諮問文につきまして、お手元の資料No.2として、添付しておりますので読み上げさせていただきます。

【諮問文の読み上げ】

会 長

それでは、ただ今の諮問を受けて、今後、特定最低賃金の審議を行うこととなりますが、その審議の進め方について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

特定最低賃金については、まず、改正の必要性の有無について御審議をいただき、「必要性有り」との答申をいただきましたら、その後、各業種に特定最低賃金専門部会を設け、金額改正等の御審議をいただくこととなります。

特定最低賃金改正の必要性の有無につきましては、本年、6月29日に開催した本審議会において、本年度も運営小委員会で御検討いただくことを、既に御了承いただいているところでございます。

今後、8月17日（水）に開催する運営小委員会におきまして審議し、8月23日の本審議会において御承認いただいたうえで、必要性の有無についての答申をいただくこととなります。

以上の手順によりまして、「必要性有り」の答申をいただいたとしますと、例年では9月下旬頃に各特定最低賃金専門部会を設置し、その後、金額等の御審議をいただいております。

本年も、各専門部会の進め方について、おおむね例年どおりの方法を考えているところです。

昨年は、各種商品小売業を除く5産別につきまして必要性有りの答申をいただき、9月27日に、第1回目の専門部会を5産別が集まったの合同部会として開催し、その後10月25日までの間に、各産別2回の専門部会を開催し10月26日の本審議で改正金額の答申をいただいたところでございます。

日程説明は、以上でございます。

会 長

ただ今の事務局の説明に対して、何か質問等はありませんか。

【意見・質問等なし】

会 長

それでは、議題1を終了します。
事務局どうぞ。

賃金室長

中山局長はここで退席させていただきます。

会 長

次に、議題2「賃金実態調査結果報告等各種資料説明について」に入る
こととします。
事務局から説明をお願いします。

賃金室長

【事務局から「賃金実態調査結果報告」等について説明】

会 長

ただ今の、事務局の説明に対して、何か御質問等はありませんか。

会 長

テレビ会議で参加の鹿嶋委員から質問ですかね。どうぞお願いいた
します。

鹿嶋委員

今説明ありました未満率の所で、私の持っている資料と違うんですが
確か2.1%ということで3,126名ですかね。私の持っているグラフがある
んですけど、第1・20分位数が7,692名なんですけど、それ以外で3,196
名いるということによろしいんですか。

賃金室長

すいません質問内容の理解が出来ないんですけれど。

鹿嶋委員

私が説明についていけなくなってしまうと、私が聞いたのと手持ちにある資料で見てたんですけど、要は未満率以外の方は3,196名いるということですか。

賃金室長

未満率は3,196名でそれが2.1%になるということです。

鹿嶋委員

そうですね。ただ第1・20分位数が7,692名ですか。

賃金室長

そういう説明はしていません。

鹿嶋委員

資料にそうなっているんですが。

賃金室長

資料の番号は何番ですか。

鹿嶋委員

番号はメールで送って貰った資料で。

会 長

2の3でしょう。4ページです。

賃金室長

はい2の3です。

鹿嶋委員

2の3ですかね。

賃金室長

20分の1分位数が822円の方が7,692番で、要は822円の方が全体では9,546名いるということです。冊子自体は今回データとしては送付していません。要は822円以下の方が9,546名いてそれが6.2%になるというような数字があります。これは822円の方が7,692番目、単純に153,837という数値の20分の1番目が7,692番目であり、その方が822円だということです。821円以下の3,196名から9,546名の間の数字のどこかに入っている数字ですので、誤りということではないと思います。

鹿嶋委員

要は未満率は3,196名いるということですね。

賃金室長

そうです。821円以下の方が3,196名いるということです
本日冊子を送ります。

鹿嶋委員

ありがとうございます。

中島委員

未満率のここ5年から10年ぐらい最低賃金が上がって来て、その時に未満率がどのように変化したのか次回でも教えてください。

賃金室長

昨年も資料に添付していましたが、今年のを付け加えた分を用意したいと思います。

会 長

この3ページではないですか。資料No.2の青色の付いた所に未満率がありますけど、これではないでしょうか。

中島委員

そうですね。すいませんありがとうございました。

会 長

その他に何か御質問等はありませんか。

【意見・質問等なし】

会 長

次に、議題3「その他」に入ります。事務局からお願いします。

賃金室長

4点ございます。

1点目は市町村及び大分県からの意見書についてでございます。

前回6月29日の本審では、本年は、大分県最低賃金の改正等に関する意見書の提出がない旨申し上げましたが、その後、5市町村の議会から提出されております。配布資料のとおりでございます。内容は基本的に同一内容となっております。審議会に対する意見につきましては、最低賃金法第25条におきまして、関係労働者又は関係使用者からの意見書の提出を求めた規定はございますが、本件につきましては、地方自治法第99条に基づくものとなっております。労働政策に係るものとして、労働局が対応させていただくものもありますが、表題が「大分県最低賃金の改正等に関する意見書」となっておりますので、参考に配布させていただいております。

また、大分県知事からも「本県の最低賃金について」の文書が提出されましたので、お手元に配布しております。また、加えまして、意見書の5項目目にあります県独自の中小企業に対する支援策（物価高騰対応中小企業等業務改善支援事業）のペーパーをいただきましたので合わせて添付させていただいております。

制度を簡単に説明しますと、

ペーパーの左側①につきましては、新規の支援事業で、国の支援策であります業務改善助成金の対象とならない最低支払額と地域最賃との差が31円以上ある中小企業にも業務改善助成金と同様の支援を行う制度で、助成対象イメージ図の①の部分のカバーする制度でございます。

右側の②につきましては、業務改善助成金の対象となった中小企業の自己負担分の一部を支援する制度で、昨年は、業務改善助成金の対象とされない1/5の部分を対象としておりましたが、本年は1/10相当に変更しております。しかし、逆に、業績が30%マイナスという支給要件を廃止し支給対象を業務改善助成金と同様に広めております。

2点目は、「令和4年度地域別最低賃金改定の目安答申に係る目安伝達について」でございます。

例年、本日の本審議会におきまして伝達していたものでございますが、先日からご案内のように中央での審議が難航し、まだ意見がまとまっていない状況にあります。答申に関する情報が来ましたら委員の皆様にはメールにてお流しをし、併せて本審ではなく専門部会の場にはなりますが、目安伝達を行いたいと考えております。目安内容に不明な点などございましたら、賃金室までご連絡をいただきますようお願いいたします。

3点目は、今後の大分県最低賃金の審議日程についてでございます。

お手元の資料No.3を御覧ください。

今後、専門部会において金額審議を行いますが、本日の本審終了後の専門部会につきましては先日中止のご連絡をさせていただいたところです。今後は、1回目を8月3日（水）、2回目を8月5日（金）に予定しております。

また、専門部会において、改正額がまとまり次第、8月5日（金）16時00分から開催の本審議会で御審議いただくこととしています。

その後、異議申し出がなされた場合は、8月23日（火）午前10時から「異議申立て」に係る本審議会を開催し御審議をいただく予定です。

以上が、基本的な今後の審議日程となりますが、今年は目安答申が遅れています関係もあり、専門部会における金額審議が難航して結論が出せなかった場合は、8月5日（金）本審の「答申」及び8月23日の「異議審議」に係る日程をそれぞれ変更することとなりますので、よろしくようお願いいたします。

専門部会の委員以外の委員の皆様には、5日の本審議が開催される若しくは中止となった場合に、電話等にて随時ご連絡を差し上げます。5日に専門部会での意見がまとまらなかった場合には、本審議は8日以降に繰り越されることとなりますが、本審議の開催をご連絡できるのは、

専門部会で意見がまとまってからとなりますので、数時間前のご連絡ということになりますので、この期間の電話等にはご配慮をよろしく願います。

審議日程の変更の連絡につきましては、事務局としましても、可能な限り早い段階でお伝えしたいと考えております。特に5日の本審開催の有無につきましては、3日の専門部会の審議状況等に影響を受けますので、審議状況につきましては、その都度メールでお伝えしたいと考えております。

4点目は、審議会冒頭基本的な部分は説明しましたが、テレビ会議システムについての運用の確認です。先日27日の専門部会の際にも説明をいたしました。本審議では初めての採用ですので改めて説明をさせていただきます。

審議会の在り方につきましては、参集して面前で意見を主張しあうことを前提としておりまして、テレビ会議システムにつきましては、コロナにより審議会の出席が出来ないなどやむを得ない理由があり、かつ、その欠席により審議会の運営に支障がある場合に会長の判断で認められる制度と考えております。規則上も「会長が必要であると認めるときは・・・」と制限をかけております。そのため、事務局におきましても、今後、審議会の欠席者がいる都度システムの活用を提案するものではなく、今回はあくまでも、金額審議の専門部会（答申まで）を視野に入れての運用と考えております。

会 長

事務局から説明ありました4点について、何か質問・意見等はありませんか。1点ずつ確認をします。

1点目の「市町村議会と県知事からの意見書」について、質問・意見はありませんか。

【意見・質問等なし】

2点目の「目安伝達」について、質問・意見はありませんか。

【意見・質問等なし】

3点目の「審議日程」について、質問・意見はありませんか。

中島委員

2回目の金額審議で決着がつかなかった場合は、3回目を8日か9日のどちらにするのかですか。

会 長

私の理解としては、5日で判断が出来ない場合には8日になって8日も難しいなら9日をもう1回するかなと思っていたんですが。

中島委員

金額審議の所は両方とも3回目と書いていますが。

賃金室長

書き間違いです。9日は4回目です。

中島委員

2回目で決着がつかない場合は、8日が3回目となりそれで決着がつかなかったら4回目まで予定しますということですか。

賃金室長

はい。

中島委員

分かりました。

会 長

皆様もそういう御理解でよろしいでしょうか。

その他に審議日程について御質問や意見はありませんか。

【意見・質問等なし】

4点目の「テレビ会議システム」について、質問・意見はありませんか。

【意見・質問等なし】

特になければテレビ会議の運用については、やむを得ない理由による欠席と、その欠席により審議会の運用に支障がある場合の2点を基準に判断することとします。

会 長

最後に、これまでの審議以外に何か、検討しておくべきことはありますか。

【各委員からの質問、意見等なし】

会 長

それでは、以上で本日の審議会を終了します。

本日の議事録の確認委員は、山田委員、小野委員にお願いします。

皆様大変お疲れ様でした。